

災害等情報（詳報）

鉱種：石油・天然ガス		鉱山の所在地：新潟県				
災害等の種類： 坑外・転倒	発生日時： 令和4年4月18日（月） 10時頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数） 41歳、坑井掘削作業員、請負、勤続9年5ヶ月、担当職経験9年5ヶ月						
罹災程度：右第5中足骨骨折（休業日数：21日）						
【概要】 罹災者は、水溶性天然ガス坑井基地において廃坑作業（※）に従事しており、罹災日当日（天候：晴）に搬入されたセメント袋（2トン（25kg×80袋）：2パレット（1パレット：約1m×約1m））の雨水等対策のため、セメント袋に被せるブルーシート（2.7m×3.6m）を更衣室兼物置へ取りに行った。 両手で折り畳んだブルーシートを抱え持って更衣室兼物置から出る際に、ブルーシートによって足元が見えない状態で、ステップとして使用していたコンクリートブロック（幅約40cm×奥行約40cm×高さ約10cm）に右足を下した際、足を踏み外し、足の甲を捻るような体勢になり罹災した。（写真2参照） 罹災者は足の痛みが引かなかったことから、数十分後に同僚が運転する車に同乗して病院へ行き受診した結果、骨折と診断された。なお、罹災者は罹災時に安全靴を履いていた。						
※廃坑作業：石油・天然ガスの湧出を防止するため、不要な坑井を密閉（廃坑措置）する作業。						
【原因】 ① 更衣室兼物置出入口の幅（75cm）に対し、コンクリートブロックの幅（約40cm）が十分な広さではなかった。（写真1参照） ② 両手で折り畳んだブルーシートを抱え持ち、足元が確認できない状態で段差を下りた。						
【対策】 ＜災害発生した廃坑作業現場（作業終了）＞ ① 更衣室兼物置出入口の幅にあったステップ（幅約80cm×奥行60cm）を新たに設置した。（写真3参照） ＜今後の廃坑作業＞ ② 更衣室兼物置出入口の段差が特に高い場合は出入口の幅に対して同程度かそれ以上の十分な幅を有するステップを設置する。やむを得ずこれを設置できない場合には、更衣室兼物置出入口の外に人を配置し荷物を受け渡す。 ③ 注意喚起のためステッカーやトラテープ等を使用して注意箇所を標示する。 ④ 上記②、③について、作業手順書の注意事項に含め、次回、請負鉱山労働者入構						

時に保安教育を実施する。 ⑤ 坑井作業前巡視を強化するため、従来の保安管理者による保安巡視に追加して、請負会社の本社安全担当と直轄の鉱山安全担当が合同で巡視し、相互に確認し、意見を交換して、保安巡視のレベルを高める。
【参考情報等】 ○巡視等において、通路を確認し、安全に支障のある場合は、適切な対策をとり、安全な通路を確保しましょう。 ○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。 ＜鉱山保安法令＞ ●<u>鉱山保安法施行規則</u> （巡視及び点検） 第26条 法第5条から第8条までの規定に基づき、第3条から第22条まで、第24条及び前条に定めるもののほか、施設等の巡視及び点検について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。 一 保安の確保上重要な鉱山等にある建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定すること。 ●<u>鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令</u> （共通の技術基準） 第3条 鉱山施設に共通する技術基準は、次のとおりとする。 一 鉱山労働者の安全を確保するため、手すり、さく囲、被覆、安全な通路その他の必要な保安設備が設けられていること。 二 鉱山労働者の注意を喚起するため、標識その他の必要な表示が設けられていること。 ＜労働安全衛生法令＞ ●<u>労働安全衛生規則</u> （通路） 第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。
【お問い合わせ先】 関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 松村 森山 尾崎 電話番号：048-600-0438

写真1 災害発生前にステップとして設置していたブロック



写真2 災害発生状況（足の踏み外し）



写真3 災害発生時に改善したステップ

